

令和8年度 農山漁村地域整備交付金事業（点検診断）
林道橋定期点検業務仕様書

第1条（目的）

本業務は、浜松市内における林道橋の損傷及び変状を早期に発見し、林道橋に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、定期点検を行う。

第2条（適用する法令及び規則等）

業務の実施にあたっては、本仕様書によるもののほか、下記に記載する法令及び規則等に基づき実施する。

- (1) 林道規程
- (2) 林道技術基準
- (3) 林道施設長寿命化対策マニュアル
- (4) 浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書
- (5) その他関連基準

第3条（定期点検の区分）

林道橋の定期点検の区分は、予防保全型及び一般管理型点検に分けるものとする。

第4条（管理責任者）

管理責任者は、契約図書等に基づき、本業務の技術上の管理及び総括等を行わなければならない。

2 管理責任者は、技術士（総合技術管理部門又は建設部門）の資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

3 管理責任者は、監督職員が指示する関連のある本業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。

4 受注者又は管理責任者は、屋外における本業務に際して使用人等に適宜安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、本業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第5条（橋梁点検者）

定期点検を実施する者は、以下の能力と事務経験を有する者が行うこととする。

- (1) 橋梁関係の技術的経験者又は森林土木に係る調査・設計等の経験を有する者
- (2) 25m以上の林道橋においては、以下のいずれかの橋梁に対する一定の専門性を有する者として
 - ①橋梁に関する相応の資格又は実務経験を有する者
 - ②橋梁の設計、施工、管理に関する専門知識を有する者
 - ③橋梁の点検に関する技術と実務経験を有する者

第6条（打合せ協議）

打合せは下記のとおり行うものとし、着手時、中間、業務完了時の3回を基本とする。

- (1) 業務着手時
業務計画書等に基づき、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、点検に必要な資料等の貸与を行う。
- (2) 中間打合せ
現地踏査終了時及び現地での点検終了時等の区切りにおいて打合せを行う。応急対策が必要な場合等には打合せを行う。
- (3) 業務完了時
成果品の取りまとめが完了した時点で打合せを行う。
- (4) その他監督員が必要と認めた場合

第7条（貸与品）

監督員は設計図書で定めた図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 林道台帳
- (2) 橋梁調書
- (3) 前回の定期点検調査帳票

第8条（定期点検の実施）

定期点検の実施にあたっては、林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月_林野庁整備課）及び本仕様書により実施する。なお、現場着手前や方法について、監督員と十分に協議すること。

- 2 定期点検の実施にあたっては、現地踏査を行い、実施計画書を作成すること。
- 3 定期点検は、地上から若しくは梯子等の簡易な機材を使用しての目視によることを基本とするが、点検方法や使用機材の変更が必要な場合には監督員と協議すること。
- 4 定期点検の実施にあたっては、足場等を十分確認の上、転落事故等の無いよう十分に配慮しなければならない。特に点検箇所が危険とみなされる場合には監督員と協議すること。

第9条（業務内容）

本業務における業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
計画準備は、現地踏査、実施計画書作成、部材番号図作成、関係機関との協議資料作成等を行う。
- (2) 現地踏査
定期点検の実施に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、林道橋の立地条件、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。
- (3) 実施計画書の作成
受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業場必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②対象林道橋位置図
- ③現地踏査の調査記録
- ④業務実施方針（定期点検方法）
- ⑤実施体制
- ⑥実施工程表
- ⑦仮設備計画
- ⑧使用建設機械
- ⑨安全管理計画（交通規制を含む）
- ⑩環境対策
- ⑪連絡体制（緊急時を含む）
- ⑫その他監督員が必要と認めたもの

(4) 部材番号図の作成

部材番号図は、記録の下地となる部材番号を設定し、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、径間毎に作成する。

(5) 現地点検

現地点検は、近接目視により行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、次の項目の点検を実施しなければならない。

点検項目は鋼部材の腐食、亀裂、破断、その他、コンクリート部材のひび割れ、床版ひび割れ、その他、支承の機能障害を標準とする。点検項目以外は部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は点検を行うものとする。

(6) 現況写真

現況写真は、対象林道橋が全景写真を径間毎に撮影し記録する。

(7) 損傷調査

損傷調査は、対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を把握する。

(8) 野帳記入

野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を記録する。

(9) 損傷写真の撮影

損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を標準の点検項目、部材毎（主桁、横桁、床版、下部構造、支承部、その他）に撮影する。また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。

(10) 健全性の評価

健全性の評価は部材単位並びに橋単位で行うものとする。それぞれの評価について

は、林道施設長寿命化対策マニュアルを参照し行うものとする。

(11) 定期点検調査帳票の記入

定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷状況を記入することとし、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について健全度の評価結果などを記入する。

定期点検調査帳票は林道橋定期点検調査帳票に橋梁諸元と総合検査結果、現地状況写真、部材番号図、損傷写真台帳、点検記録票を記入する。

第 10 条（報告書の作成）

本業務の成果として、作成した成果品の取りまとめを行う。

第 11 条（成果品の提出）

本業務の成果品は、次のものを提出する。

- (1) 報告書（A4 版） 2 部
- (2) 報告書の電子データ（DVD-R 等の電子媒体に記録） 2 部

第 12 条（その他の事項）

- (1) 本契約の定める事項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上、定めるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たり、受託者と第三者との関係において問題が生じた場合には、遅滞なく委託者に報告するとともに、委託者と受託者が協議の上、対処するものとする。
- (3) 受託者は事業内容と情報取扱いの周知徹底に努めること。また、それに反した行為に対する措置を予め示し、事業が目的及び趣旨に反するものにならないようにすること。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 当委託業務における経緯及び資料等は、すべて明確にしておかなければならない。
- (6) 途中で委託業務の仕様を変更する必要がある場合は、委託書と受託者の協議の上、合理的な範囲内でこれを変更することができる。
- (7) 疑義が生じた場合等は委託者と連絡調整を行い、その指示等を適切に行うこと。